

【パブリック・コメント】第6期熊本県障がい福祉計画・第2期熊本県障がい児福祉計画(案)に関する意見募集の結果及び県の考え方について

No	ページ	項目	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱い
1	P37～38	第4章 成果目標及び活動指標 8 発達障がい者等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県障がい福祉計画(第6期熊本県障がい福祉計画及び第2期熊本県障がい児福祉計画)(素案)p.37～38 について、発達障がい者支援センターの相談支援件数の見込み量が年々少なくなるよう設定されていますが、相談待機期間の減少(せめて初回の待機を長くとも2週間以内にするなど)も図って頂けるようお願いいたします。 	<p>相談支援件数の増加を受け、県では平成29年度(2017年度)から、熊本市では令和元年度(2019年度)から発達障がい者地域支援マネジャーを各センターに配置し、軽微な相談は身近な地域で対応できるよう、市町村や通所支援事業所職員の相談対応力を向上させる取組みを行っています。このように、センターと地域が相談内容に応じて役割分担することによって待機期間の短縮を図って参ります。</p>	参考
2	P28 P53	第4章 成果目標及び活動指標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策 1 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・53Pの表によると、令和元(2019)年度実績(2,614人)から令和5(2023)年度計画(3,051人)まで、437人の利用者増となっている。 ・28Pに、令和5(2023)年度末までの「地域生活移行者数」が173人とあるが、現状では大半がグループホームを利用することになるのではないかと懸念される。 ・仮に、173人全員がグループホームに移行すると、上記の437人から173人を差し引いた264人が、施設入所者「以外」からの増加分となる。 ・一方、県ホームページにあげられている「施設入所支援利用待機状況一覧」によると、令和2(2020)年10月末時点の利用待機者数は739人。 ・仮に、この739人のうちから上記の264人分が、施設入所ではなくグループホームに移行したとして、それでも差し引き739人-264人=475人ものが、令和5(2023)年度末時点でも、依然として待機したまま残ることとなる。つまり、本素案の成果目標では、3年後でも未だに相当数の施設入所待機者が残ってしまうことが懸念される。 ・計画の基本的な考え方には「障がい者の重度化・高齢化に対応した、日中サービス支援型指定共同生活援助による常時の支援体制の確保」とある。 また、障がい当事者や家族団体からの意見聴取でも「グループホームへの入居を希望しても空きがない」「高齢化に対応するためグループホームの確保を」等、切実な訴えがあがっている。 ・以上のことを踏まえ、居住系サービスの「必要な量」を見込むにあたっては、各圏域ごとの利用者数に見合った、必要な「グループホームの棟数」(例:利用定員何人相当のグループホームが何棟)も合わせて明記していただきたい。 ・必要なグループホームの量(棟数)の見込みが分かればはじめて、事業者等への具体的な助成の方策が明らかになるはず。県の福祉計画が「見通し」を立てずにホーム開設を事業者等に委ねるだけ、ということではならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援利用待機者については、複数の施設へ利用申込みをされるケースがあるため、実態把握は難しいのが現状です。また、地域生活移行者全体に占めるグループホームへの移行者数は、平成29年度(2017年度)実績が約73%、平成30年度(2018年度)実績が約68%、令和元年度(2019年度)実績が約54%と年々減少し、家庭復帰される方などが増加傾向にあります。 ・グループホーム(共同生活援助)は、各棟の定員に幅があるため、棟数で整備量を表すのは難しく、40ページに記載させていただいておりますとおり、計画に定める年次ごとのサービスの必要量を提供できるだけの実業所整備を目指すこととしています。県としては、障がい者が地域で安心して生活できるよう、新設や改修に係る経費の補助等を通して、グループホームの整備を促進して参ります。 	補足